



新宿区産前産後支援事業 利用ガイド



産前産後に、育児や家事等の支援を必要とするご家庭に対して、ヘルパーや産後ドゥーラを派遣します

※ご利用開始前に必ずお読みください。
(利用登録されていない方はご利用できません。)

●利用登録方法について（詳しくは区ホームページでご確認ください。）

新宿区産前産後支援
事業
ホームページ

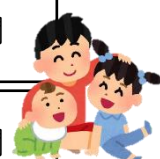


【窓口申請】区内 5 つの窓口で申請が出来ます。（子ども総合センター、信濃町子ども家庭支援センター、榎町子ども家庭支援センター、中落合子ども家庭支援センター、北新宿子ども家庭支援センター）

【郵送申請】区ホームページに掲載の「申請書」を印刷していただき、「お問い合わせ先」までご郵送ください。
※印刷が出来ない方は申請書等を送付いたしますので下記担当宛てにご連絡ください。

【電子申請】区ホームページに掲載のリンクから申請をしてください。（事前にアカウントの登録が必要です。）

単胎児

対象の児童の年齢区分	利用可能期間	第 1 子のみのお家庭の利用上限時間（兄弟無）	多子家庭の利用上限時間（兄弟有）
	産前～ 1 歳未満	 40 時間	兄弟が 3 歳未満… 55 時間 兄弟が 3 歳以上… 40 時間
	1 歳～ 2 歳未満		兄弟が 4 歳未満… 20 時間
	2 歳～ 3 歳未満		兄弟が 4 歳未満… 20 時間 

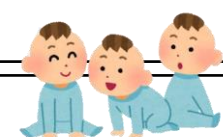
※多子家庭の兄弟の年齢は、次の基準で確認を行います。

- (1) 対象の児童が産前～1 歳未満のときは、出生日を基準とする。
- (2) 対象の児童が 1 歳～2 歳未満のときは、1 歳の誕生日を基準とする。
- (3) 対象の児童が 2 歳～3 歳未満のときは、2 歳の誕生日を基準とする。

対象の児童とは、世帯における最年少児童のことを指します。

※年齢区分の枠を超えた時間の繰り越しはできません。

多胎児

対象の児童の年齢区分	利用可能期間	多胎児家庭の利用上限時間（双子の場合）
	産前～ 1 歳未満	75 時間
	1 歳～ 2 歳未満	60 時間
	2 歳～ 3 歳未満	60 時間 

※多胎児家庭の三つ子以上の場合は、年齢区分ごとに、児童 1 人当たり 30 時間を追加します。

※年齢区分の枠を超えた時間の繰り越しはできません。

お問い合わせ先

新宿区立子ども総合センター 子育て支援課 子育て支援係 産前産後支援担当

●住所：〒160-0022 新宿区新宿7-3-29 ●電話：03-3232-0695

事業について

産前産後に、育児や家事等の支援を必要とするご家庭に対して、訪問による支援を行うことにより、養育者及び妊婦の育児、養育及び家事を支援し、もって児童の健康で情操豊かな育成を図ることを目的としています。

利用対象	＜新宿区に住民登録がある方で次のいずれかに該当する方＞ ・妊婦の方 ・1歳未満のお子さんを養育されている方 ・3歳未満のお子さんと4歳未満の兄弟を養育されている多子家庭の方 ・3歳未満の多胎児（双子や三つ子以上）を養育されている方。 ※ただし産後ドゥーラは、産前～出生後5か月未満までのご利用となります。		
注意 ＜対象の児童が1歳または2歳で利用を希望される方へ＞ （利用可能対象になるかは、上記「利用対象」及び表紙をご確認ください。） 対象の児童の年齢区分ごとに利用上限時間数が異なるので、<u>対象の児童の年齢が変わるごとに利用登録申請が必要です</u>。なお、利用登録番号は年齢区分が変わるごとに新しくなります。 既に利用登録のある方の新たな年齢区分での申請は、誕生日の<u>1か月前から</u>受け付けています。 希望される方は窓口・郵送・電子のいずれかの方法で申請してください。 ※年齢区分の枠を越えた時間の繰り越しはできません。			
支援時間	・月曜日～日曜日（祝日含む）※ただし、12月29日～1月3日を除く ・午前9時～午後8時 ・1日1回で、1回の利用時間は2時間、3時間、4時間からお選びください。 （<u>利用上限時間の残時間が1時間となった場合のみ</u>、1時間での利用が出来ます。ただし、<u>事業者によっては1時間の支援を行っておらず、事業者独自の料金での利用を組み合わせる必要がある場合があります。事前によくご確認の上、ご利用ください。</u>） ・支援は毎時0分、15分、30分、45分のいずれかからの開始となります。 （例）○午後4時～6時 ×午後4時5分～6時5分		
支援内容	P.3をご覧ください。（原則新宿区内の利用者自宅での支援です。）		
利用料 及び 委託事業者	◆産後ドゥーラ	1時間あたり	1,500円（こども商品券は使用できません）
	◆ヘルパー（産後ドゥーラ以外）	1時間あたり	1,000円
	委託事業者一覧は、前記二次元コードからご確認ください。		
	・事業者はご利用者様でお選びいただけます。 ・世帯の全員が住民税非課税、または生活保護世帯の場合は利用料の軽減制度があります。区担当までお問い合わせください。		

ご利用の流れ

利用の予定が決まっていなくても利用登録はできます！

①利用登録申請

- ・区へ利用登録をします。（電子申請もできます！）



決定通知書が届くまで、**概ね2週間ほど**かかります（申請内容に不備がない場合）。余裕を持って申請をお願いいたします。
※お急ぎの方は区担当までお問い合わせください。

②利用決定

- ・区が申請内容を確認し、ご自宅へ決定通知書をお送りします。

＜特にご確認いただきたい内容＞

- ①利用登録番号
- ②利用者負担額（利用料金）
- ③利用期限（利用可能期間）
- ④利用上限時間数
- ⑤利用時間カウント表

利用登録番号は利用予約の際に必要となります。



③利用予約



＜決定通知書が届いてから利用予約が可能となります＞

- ・新宿区産前産後支援事業のホームページの事業者一覧から、希望の事業者を選んで直接連絡をし、利用予約をしてください。
- ・利用日が決まり次第、お早めにご予約ください。

④サービス利用開始

利用日当日は、「利用時間カウント表」をご準備ください。

→産後ドゥーラまたはヘルパーが利用時間分のサインをします。
※通常、決定通知書と一緒に同封しておりますが、手元がない方や、紛失された方は区担当までお問い合わせください。



⑤利用料の支払い

- ・利用料の支払い方法は事業者により異なります。
新宿区産前産後支援事業のホームページの事業者一覧をご確認ください。

支援の内容

育児に関する支援と家事に関する支援は1回の支援の中で組み合わせてご利用いただけます。

<育児に関する支援内容>

※「★」は産後ドゥーラで利用できる支援です。

沐浴	ベビーバスによる沐浴、沐浴補助、沐浴準備・片付け、着替え
授乳・食事	ミルクづくりと授乳、食事の介助
お子さまのお世話	オムツ替え、着替え、寝かしつけ、遊び相手、自宅内での見守り、散歩
兄弟の養育	お子さまのお世話 幼稚園や保育園等への送迎（原則区内。近隣区は直接事業者へご相談ください。）
同行支援	通院及び公的機関への手続きなどへの同行 （原則区内。近隣区は直接事業者へご相談ください。） ※交通費は利用者の実費負担となります。 ※自家用車への同乗はできません。
見守り	養育者外出による、原則として居室内での1時間程度のお子さまの見守り
相談	育児アドバイス（経験をもとにお話しします。） ★産後プランニング（初回） ★出産に向けた準備についての相談、産後のお子さまとの生活の相談（離乳食の相談など、育児やお子さまとの生活に関わる相談に対応します。）



<家事に関する支援>

※「★」は産後ドゥーラで利用できる支援です。

炊事	当日分の食事の下ごしらえ、配膳、後片付け ★食事作り（産前産後のからだに合わせた食事をご家族の分も含めて料理します。）
洗濯	洗濯機での洗濯、干す、たたむ、アイロンがけ
掃除	掃除機、床拭き、簡易モップ等による掃除 台所・トイレ・お風呂・洗面所等の掃除、整理整頓 ※すべて日常の掃除の範囲内の支援となります。 ※ハウスクリーニング専門家等との派遣とは異なります。 ※ご自宅の掃除用具や洗剤等を使用させていただきます。
寝具の始末	布団干し・収納、布団敷き、シーツ交換
買い物	徒歩圏内でヘルパーが1回で持ち運びできる量に限ります。



ご利用時の注意事項

**ご利用前に必ず
お読みください！**

ご利用できない時	●お子さまやご家族、同居する方に、発熱や感染症の疑いがあるなど、体調不良が見られる時はご利用できません。 ●利用料やキャンセル料の未払いがある時はご利用できません。
キャンセル・キャンセル料	●キャンセルの際はお早めに直接事業者へご連絡ください。 ●利用予定日の前の営業日の午後5時以降にキャンセルした場合、1時間分の利用料がキャンセル料として発生します。キャンセル料は事業者へ直接お支払いください。 事業者毎の営業日は、区ホームページでご確認ください。
残時間の管理	●決定通知書に記載の利用上限時間数を確認し、<u>利用者自身で利用時間と残時間を管理してください。</u> ●残時間の管理においては「利用時間カウント表」をご活用ください。 ●<u>利用上限時間を超えて支援を利用した場合には、事業者の設定している利用料をお支払いいただくことになります。</u>
利用時間カウント表が手元にない、又は紛失した	●再発行ができます。区担当までご連絡ください。 ●区ホームページから印刷したものをご利用いただいても構いません。
残時間が分からなくなった	●利用時間数はご利用者様ご自身で、利用した全ての各事業者へご確認ください。
予約時間の変更・延長・短縮	●支援開始前の予約時間の変更（当日を含む）については、事業者が対応可能な場合のみ、変更できます。 ●支援時間中の延長は、事業者とヘルパーが対応可能な場合に限り、1回の支援が4時間を超えない範囲で延長できます。なお、残時間は支援時間分減ります。 ●支援時間中の時間の短縮は、利用者が予約時間分の利用料を支払うことについて、利用者と事業者間で合意した場合に限り、短縮できます。なお、<u>残時間は予約時間分減ります。</u>
予約時間開始が遅れた	●利用者の事情で開始時間が遅れた場合は、実際に支援を受けた時間数に関わらず利用者は予約時間分の利用料をお支払いください。なお、<u>残時間は予約時間分減ります。</u> ●ヘルパーの事情で開始時間が遅れた場合は、利用者はその利用時間に応じた利用料をお支払いください。
里帰り中の利用	●区内への里帰りの場合はご利用可能です。区外の場合はご利用できません。
家事支援ができる場合	●次の状況にある場合に限り家事支援ができます。 (1) 支援場所に養育者と児童（兄妹を含む。）がおり、育児の支援を行う必要のない場合。 (2) 支援場所に妊婦である利用者がある場合。
家事支援における「家事」とは	●家庭における生活を維持するために行う炊事、洗濯、掃除、買物等のことを指します。つまり、「日常の範囲内の家事」であり、「毎日又は2～3日に1回」程度行うもののことを指します。 ●「日常の範囲内ではない」と判断した際は対応できない場合があります。

支援できない家事	●タンス等の家具の移動、引っ越し作業の手伝い、庭の手入れ、カビ取り、ペットの世話・散歩、大掃除に関わる掃除、日常の掃除の範囲外の家事
複数事業者の利用	●日ごとに事業者を変えることは可能です。(例) 月曜：A 社、火曜：B 社、水曜：A 社
区外施設への送迎 または同行支援	●利用開始か利用終了のいずれかが区内の利用者宅であれば利用できます。
複数の児童の見守りについて	●お子さま 1 人の見守りに対し、原則 1 人のヘルパーが対応します。 (事業者によって複数の児童の対応が可能となる場合があります。)
医療行為について	●支援の中で医療行為は行えません。
予約に際して	●予約の際に具体的な依頼内容をお伝えください。依頼内容によっては新宿区の産前産後支援事業としてご利用できない場合があります。 ●お子さまの状況により、予約時の依頼内容の全てが行われないこともあります。ご了承ください。
養育者不在時の支援について	●ヘルパーと養育者がすぐに連絡を取れる状況にない場合は、養育者不在の状態では支援を行うことはできません。 ●在宅勤務等、養育者が在宅であってもお声がけできない場合は <u>養育者不在とみなし、育児支援のみ可能となります。</u> ●ヘルパーが安全にお子さまの見守りを行うために必要な引継ぎ(育児用品の場所や使用の可否、お子さまの状況など)ができるようにご協力をお願いします。
長時間のお留守番を依頼する	●1 時間を超えるお留守番については、対応ができるかどうかを事業者にお問い合わせの上でご予約ください。 ●6 か月以降のお子さまの場合は 1 日 4 時間まで「ひろば型一時保育」【要登録】が利用できます。そちらのご利用もご検討ください。
ヘルパーの 2 名派遣	●2 名の保育を依頼するときに、ヘルパーを 2 名派遣することができる事業者もあります。(対応の可否については事業者にお問い合わせください。) ● <u>利用時間の計算は 2 倍になり、利用料も 2 倍かかります。</u>

ご利用例 ～このようなご利用はいかがですか？～

プラン 1 <産前利用> 「初めて支援を使ってみたい。かがむのが大変なので、掃除をお願いしたい。」

→◆依頼時間…2 時間 ◆依頼内容…掃除中心の家事支援

プラン 2 <産前利用> 「動くのがつらいので、家事と保育園のお迎えをお願いしたい。」

→◆依頼時間…4 時間 ◆依頼内容…家事支援と保育園へのお迎え

プラン 3 <産後利用> 「寝不足のため、とにかくゆっくり休みたい。」

→◆依頼時間…4 時間 ◆依頼内容…お子さまの保育

プラン 4 <産後利用> 「育児に追われてなかなか家事ができない。」

→◆依頼時間…2 時間 ◆依頼内容…養育者がお子さまを見ている間に、ヘルパーに家事をしてほしい。